〔平成九年度共同研究〕近世の農民・自然・年貢制度

割地制と地租改正—所持（所有）・進退—

青野春水

はじめに

割地制における土地の持方についての研究およびその点から割地制と地租改正との関係の研究は、皆無のように思われる。本稿ではその点に論点をしぼって考察してみたい。

(一) 江戸時代割地制における土地の持方

近世は石高制の社会であり、大名の領知も家臣の給知も農民の所持地も石高で表現するのが普通であった。即ち十

万石の大名、百石取の給人、十石の高持百姓というようにである。そして持高の多少によって夫々の社会での格付に相違があったのである。

いうまでもなく高（石高）は、土地の標準的生産高を米の生産高に置きかえた表現であるから、高は土地と一体不可分のものである。にもかかわらず、前述のように高が土地から独立して一人歩きをするようになったのが近世である。

また近世社会の特質は、大部分の農民が高即ち土地を持つようになったことである。その持方を史料の示すところに従えば、所持といった。所持の中味は、時期や場所によって多少の違いはあるが、基本的には、所持者が所持地を用益（使用・収益）し、処分（譲渡・流地・売買）することができた、ことである。[1] 勿論幕府領では田畑永代売買の禁止、分地制限、田畑勝手作の禁止などがあり、同様な政策をとった藩も多くあるが、それらの政策は、徐々に緩和されたり、有名無実化されたりしていった。つまり近世において高・土地を所持するということは、所持した高・土地を、所持者が用益し、事実上処分することができたのである。換言すれば、農民が高・土地を所持するとは、そのような権限を高・土地に行使できたということである。

それでは近世割地実施村において農民の高・土地の持方はどうであったろうか。まず史料をあげよう。

（史料1）[2]

差上申田地之事

一高拾石弐斗五升余　居屋敷共ニ

拙者儀前々より進退不罷成候ニ付、右持高之田地居屋敷共ニ此度御公儀様江差上申候所、為御手当金四拾両被下置、

慥請取難有奉存候、右之田地何方江被仰付候共、於以来毛頭申分無御座候、為後日之仍而如件

延享五年辰二月　　（人名略）

（裏書）

表書之田地居屋敷共二、自今其方江申付候間、支配可致候、於以来違乱有之間敷者也

屋代縫右衛門（印）

磯部一藤太　（印）

吉田村園右衛門江

（史料2）[3]

差上申田地之事

一高二十八石八斗四升八合　　牛池新田高辻之内　田方

拙者儀者前々より進退不罷成候ニ付、持高之内田地此度御公儀様へ差上候所、為御手当代金百五十一両二朱と永八十六文六分被下置慥に請取難有奉存候、右之田地何方に被仰付候共、於已来毛頭申分無御座候、為後日如件

文政十一年子三月

牛池新田

田差上主伝兵衛（印）

庄屋嘉助　（印）

御代官所

右之田地相改候処相違無御座候、以上

支配割元伝兵衛
割元間兵衛

（裏書）

表高新田高之内田方自今其方へ申付候間可致支配、於已来違乱有之間敷候也

堤　九八郎　（印）
杉山市郎右衛門（印）
太田栄右衛門　（印）
中川為右衛門　（印）
向島新田勇助

（史料3）[4]

乍恐以書付奉願上候

元長岡領民困究ニ落入、所持禄進退不相成節ハ、持高領主へ差上、領分之者より相当金子上納以多し候を御手宛として、元地主へ被下置、裏書裏印之上金子上納仕候者へ進退被仰付（以下略）

（明治三年六月付県宛吉田村孫兵衛煩代召使弘三郎願書）

（史料4）(5)

越後国蒲原郡三拾弐ヶ村居屋敷三畝歩引御高入御免伺書写

一居屋敷之内反別拾五町八反廿八歩

外拾弐町三反四畝五歩　一村限水帳吟味之上相減候分

越後国蒲原郡三拾弐ヶ村

右者私御代官処越後国蒲原郡三拾弐ヶ村百姓居屋敷之内三畝歩引之儀、去ル巳年御普請役彼地江被遣候節、御高入被仰付可然候之旨、御普請役共申上候ニ付、吟味仕候様、先支配花木伝次郎江被仰渡候処、場所替ニ而私支配所ニ被仰付引渡候間、吟味仕候処、牧野駿河守同遠江守領分之節、慶安二丑年同三寅年、承応三午年、明暦四戌年、寛文三卯年同十一亥年新田畑開発致候者共江、右為褒美居屋敷之内庄屋者六畝歩、百姓者三畝歩宛為取置、除地ニ而水帳外書ニ記、無年貢ニ而致置、追牧野周防守分地ニ相成候処、七拾六年以前元禄十五年上知相成、鈴木八右衛門、長谷川庄兵衛御預所被仰付、御料ニ相成候而茂、私領引附之通被仰付候旨申渡有之、年々致所持来候間、是迄之通被仰付、御高入之儀ハ何分御免被下度旨達而相願得心不仕候共、段々利害申聞候得共、何分得心不仕、且又地所吟味仕候処、古検之儀ニ而本高屋敷と三畝引除地之分一囲ニ有之、地所相分不申候間、検地不被仰付候而者地所難相分、勿論高入ニ成候而者、検地帳茂相置候儀ニ付吟味仕候処、検地被仰付候ハ、右御用中諸人足を始諸入用多相掛、困窮之百姓共此上必至ニ退転仕候外無之、御請難仕旨申て得心不仕候、右之通御料所相儀候而茂、草切之百姓共勤断を以領主より為取置候ニ付、引附を以七拾年来右之通被仰付来候事に御座候間、是迄之通被仰付可燃哉ニ奉存候、依之奉伺候、以上

安永六酉年九月

大屋四郎兵衛

御勘定所

表書之越後国蒲原郡三拾弐ヶ村三畝歩引無年貢地之儀、私領之節慶安二丑年より寛文十一亥年迄之内、新田畑開発致候もの江為褒美、右開発反別之内より庄屋者六畝歩、百姓者三畝歩宛為取置候儀ニ而、数年来無年貢ニ而進退いたし来候間、是迄之通被差置度旨、伺之趣全承知候、於然者反別拾五町八反廿八歩之儀、是迄之通ニ而被差置候断者、本文ニ有之候、以上

酉九月

右之通今般御下知相済候間、本紙を役所ニ差置為後写遣之候、以上

酉九月

大屋四郎兵衛

松山新田村

庄屋

史料1・2・3・4から所持（持）、支配、進退について順次検討してゆこう。

①所持について（史料1・2・3・4）。持高の持とは所持のことで、高を持つ者（所持者）は、「持高」・「持高之田地居屋敷共」・「持高之内田地」を「御公儀様へ差上」げ「御手当金」を得ることができた（事実上の売買）（史料1・2・3）。即ち高を持つ者は、「持高」・「持高之田地居屋敷共」・「持高之内田地」を事実上処分する（事実上の売買）ことができたのである。

②支配について（史料1・2）。田地、居屋敷、新田などを、事実上買取った者が、それらの土地の支配を許されているから（史料1・2）、土地を支配する者は、土地を事実上処分することができたのである。勿論土地を支配する者は、その土地を用益することができたことはいうまでもないから、土地を支配するとは、支配者が、支配地を用益し処分することができた、ということである。

③進退について（史料1・2・3・4）。㋑史料3によると、地主が所持禄（註4参照）を進退できない場合、藩は新地主へ「進退被仰付」たから、進退は用益の意味で使用されている。㋺史料1・2・3によると、長岡藩では、農民間において土地の相対売買および流地は認められていなかったようであるから、所持地が進退できなくなると、地主は領主に差上げるという形式をとって、土地移動即ち事実上の土地売買を行っていたから、進退は用益の意味で使用されている。㋩史料4によると、領主褒美の六畝歩ないし三畝歩の屋敷地（検地帳の外書にした無年貢地）を庄屋・農民は進退してきた、という。六畝歩、三畝歩の土地は、領主の褒美地であると共に屋敷地であるから、特別の場合でなければ処分（売買）出来ない。従って、「進退いたし来候」とは、屋敷として用益して来た、という意味のことを述べたものである。使用の上で少し曖昧なところもあるが、㋑㋺㋩から、進退とは、土地を用益する意味で使用されていたのである。

以上で江戸時代（延享五年〜）越後国蒲原郡内の割地実施村の史料1・2・3・4の検討から、所持・支配・進退について次のように要約することができる（なお史料9・10・11も参照されたい）。

(1) 所持とは、持高・所持高のように、主として高（石高）を所持することで、具体的には、高を処分することを内容とするものであった。

(2) 支配とは、主として土地（田畑屋敷等）を支配することで、具体的には、土地を用益・処分することを内容と

するものであった。

(3) 進退とは、三畝歩の土地を進退いたし、のように、主として土地を進退することで、具体的には、土地を用益することを内容とするものであった。

(4) (1)(2)(3)のように、所持と支配と進退とが使い分けられており、所持は主として高の場合に、支配および進退は、主として土地の場合に、夫々使用された。このように土地を高と土地とに分け、所持（用益・処分）を進退（用益）と所持（処分）とに分け、両者を組合せて使用したことは、割地社会が生みだした土地の持方の特質であった。

(二) 地券交付期割地制における土地の持方

地租改正の意見が政府の部内で起ったのはすでに明治二年のことであった。当時、制度寮准撰修神田孝平から「旧来ノ税法ヲ廃シ、田地売買ヲ許シ、其沽券直段ニ準シテ、租税ヲ収メシメ」の案が公議所に提出された。おそらく否定されたのであろうことは、明治五年二月十五日になって、ようやく土地永代売買の禁が解かれたことでも明らかであろう。同三年六月に集議院判官になった神田は、また「田租改革建議」を提出して、田地売買の許可、沽券の交付と地租金納を主張している。廃藩置県後の明治四年九月に、大蔵卿大久保利通、同大輔井上馨が連署して、「地租売買放禁分一収税法施設之議」を正院に上申したのが、政府が地租改正への態度を決定した最初である。「先ツ以テ地所永代売買ヲ許シ、各自持地ノ沽券ヲ改メ、全国地代金ノ惣額ヲ点検シ、而後更ニ簡易ノ収税法ヲ設ケ云々」と、この上申書では述べている。

さらに四年十月大久保・井上は、東京・京都・大阪の「三府下地券発行之儀」を上申して許され、同年十二月二十七日太政官布告をもって「東京府下従来武家地町地ノ称有之候處、自今相廃シ、一般地券発行地租上納」することとなり、従来無税地に地券を交付し、地租を徴収することとなった。全国の府県でも東京府にならって、其の管内の都会地に地券を発行した。(6) 翌五年二月十五日政府は、土地永代売買の禁を解き、同月二十四日「地所売買譲渡ニ付地券渡方規則」を定め、売買譲渡の土地に地券を交付した。同年七月四日大蔵省達第八十三号で、

地券売買規則第十三則ニ、従来持地ハ、追テ地券渡ノ儀可相達旨掲載布告ニ及置候所、即今已ニ売買ノ者ヘ地券相渡、従来所持ノ者ヘハ不相渡候ハテハ不都合ニ付、管下人民地所所持ノ者ヘ、最前相達候規則ニ準ジ、都テ地券相渡候様可致、尤其代価ノ儀ハ、田畑ノ位付ニ不拘、方今適当ノ代価為申出、地券面ヘ書載可致候

但本文地券相渡候儀ハ、可成丈至急ニ取計、総当十月中ニ渡済相成候様可取計、若事実無拠次第有之、延引可相成見込候ハヽ、其旨前以租税寮ヘ可申出事

とすべての土地に地券を交付することとなり、同年十月を交付完了の期限と定め、やむを得ぬ場合には、租税寮へ申し出すよう命じた。しかしなかなか交付できなかったようであるが、明治六年七月二十八日地租改正条例を定め、地租改正施行規則、地方官心得(7)を頒布し、全国で地押丈量と地価調査を始め、すべての土地に地券を交付する準備は整っていったのである。

このように見てくると、土地制度の近代化は、地券の交付からはじまる、といっても過言ではなかろう。というのは地券を所有する者が、その土地の所有者であることを国家が公認したからである。一筆一筆の土地の所有者を明確にするということになると、当然のことながら、割地実施とこのことが深くかかわってくるから、色々と疑問が生じ、割地実施村の農民が、地券交付の通達を契機に、割地実施との関係で租税寮に質問するようになる。そのこともあっ

てか、地券交付が通達された二十四日ばかりあとの明治五年七月二十八日に大蔵省布達で「不定地年季ヲ定メ割替致候向ハ、向後持主相定可申事」と大蔵省は割地実施村においても土地の持主（所有者）を決定するよう命じ、割地実施村においても例外は認めなかった。

それと相前後して割地実施県であった七尾県および石川県から、割地と地券交付との関係について、租税寮に詳細な質問が再度なされた。明治五年八月二十五日付七尾県から、続いて同月二十九日付石川県からなされた質問は次の通りである。

（史料5）[8]

明治五年八月二十五日七尾県申立大意

地県渡方当県管下之儀ハ、兼而申上置候通、石高を以取扱来、検地帳名寄帳等之類無之、地所持主一筆限難相分、従来田地割と唱へ、一村総百姓納得之上、十八九年乃至二十ヶ年目位ニ者、持主総割替致し、一字限闔取を以、銘々地味無甲乙割合、数ヶ所ニ而所持致シ、其上畑高之方ハ、折歩と唱へ地味ニ応し夫々歩延有之、且田畑売買之儀等云々ニ而、地所之分界更ニ無之、右等之地所分界取極不申内ハ、地券渡方差支候處、元来反別之扱無之ニ付、地面上畝歩之広狭不同、加ルニ持地悉ク錯雑罷在、持主取極方一朝ニ難行届、就而ハ迚も十月中地券渡済難相成延引可致候間、此段兼而申上置候旨

（史料6）[9]

明治五年八月二十九日石川県伺大意

地券渡方之儀追々御達有之候處、当県之儀ハ予而及御届候通、銘々持高ハ定り居候得共、其持地ハ田地割替と唱、二十ヶ年位或ハ地所変換之節圖取を以割替候ニ付、永代不動ニ無之、加之実地反別ヲ検セサル仕法ニ候得は、官ニおいてハ其持高を詳ニスル耳ニ而、持地并反別不相分儀ニ御座候、就而地券渡方御規則通り施行難仕、種々遂評議候處、従来下タ方ニ於テ取扱居候萬歩帳と唱へ、田地割替之節、銘々圖当り之地所并歩数を致記載候簿冊有之、其歩数之検竿或ハ容捨余歩各村不同ニ候得共、大体実地之詳細ヲ得ルモノト存候ニ付、券状相渡候節ハ、今日迄持来候地所を以永代之持地と定メ、且歩数ハ村々於テ取極候分と雖も、之を証據と致し、壱坪曲尺六尺壱分之割合ニ引直し、券状書認相渡、若萬歩帳之割合等不都合之向有之候節ハ、地所検査之上相改申度旨

七尾県の申立の要旨（史料5）は、①割地実施のため、所持石高で年貢をはじめすべてのことを処理しており、そのうえ検地帳と名寄帳のない状況のもとで、一筆ごとの土地とその持主を明らかにすることは困難である、②割地実施のため、持地が分散・錯雑し、特に畑方では折歩という歩延があり、面積が不正確である、従って地券の交付は一朝一夕にできるものではなく、ましてや十月中の交付は不可能である、と。

石川県の伺いの要旨（史料6）は、①割地を実施しているので、持高は定っているが、持地は割替ごとに変るので持畝を加えた認定は、困難で従って地券の交付はむつかしい、②割地実施のため作成された万歩帳を利用する方法があるが、不正確不公平で利用できない、正確・公平にしようとするならば、検地の上で地券を交付すべきである、と。

両県の申立・伺に対して、租税寮は、努力して期限内に交付するよう督励すると共に、できない場合、交付できる凡その時期を申し出よ、と。またあれ程両県の申立・伺で、割地と地券交付との関係を述べ質問しているのにもかかわらず、租税寮は、割地との関係において質問に全く答えていないのである。

続いて新潟県から明治五年十月二十七日付次のような伺書が租税寮に提出された。

（史料7）[10]

明治五年十月二十七日新潟県伺大意

管下人民地所々持之者へ、都而地券渡方之儀、可成丈至急取計、当十月中渡済相成候様可取計旨御達ニ付、期限不相後様手配致し、最前申上置候掛り官員之外、常務之官員をも差加、精々勉強為取調候儀之處、割地と唱検地之姿と引違、現今之地味ニ困り分割致し平等ニ割合来リ候、比類も無之調方困難之分、凡草高拾五万石余、村数三百四拾ヶ村余有之、地引絵図其外専断を以て難取極、無余儀取計方之儀追々相伺候得共、書面上而已ニ而ハ事情を盡し兼候間、御寮へ向ケ今般掛リ官員之内主張も申付候次第ニ而、少しも無間断勉励為取調、可成丈急速成功之心得ニハ候得共、何分期日通ニ者渡済相成兼候旨

〔右指令〕

書面割地等手込之調向別途申立之趣も有之候間、期限迄ニ者行届間敷候得共、尚勉励急済之都合可致事

（史料8）[11]

同県伺大意

地券渡方規則箇条之内従来切畝歩致し、検地帳名寄帳小拾帳等ニ不突合とも、現地之景況ニ随ひ、総而地引絵図可差出旨説示可致と有之候ニ付、管下村々へ及説示候處、蒲原郡之内割地ト唱、先前より年限を定耕地割替来候村々之分、地引絵図仕立指支候段申出候ニ付、子細取調候處、田畑検地之地位ハ定有之候得共、同位ニ而も地味之厚薄

水理之順不順水旱損等之多少も有之候ニ付、前々より何等ニも階級を分ち、同等之地毎ニ廉譯ケ致し、其一廉宛を村方軒別ニ割合、夫々無甲乙組合せ候を一軒前と唱、一筆限之如く取扱、有徳之者ハ何軒前も相併所持致し、質入等之節も、都而右之定を以て取扱候ニ付、一軒前二ツニ引分候ハ半割、夫を猶引分ケ候ハ四半割、其半を八半割と唱、猶八半割を引分ケ十六割ニ致し、右を裂候を三十二割ニも致し譲渡し来候間、壱人別之所持地ハ夫々定リ居候得共、幾壱反歩之地ニ而も、四十五十或ハ百二百ニも引分れ、所々ニ散在致し、殊ニ年限を定割替も致し候儀ニ而、右を悉く図面ニ記し候節ハ、百石弐百石之小村ニ而も、数万之番号ニ相成候儀ニ而、急速之調方難出来、尤手数を掛ケ、巨大之図面へ書入候得ハ難出来儀ニハ無之候得共、追々積雪之時節ニも立至り候儀ニ付、如何様勉強致し候而も、年内ハ勿論来春雪解之上ならてハ難取調候間、来夏迄猶予不相成候而ハ難行届旨申立、事実無余儀次第ニ候得共、右躰猶予ハ難致、尤割地村々之儀ハ、聊も不公平之儀有之候得ハ、不服ノ者出来候ニ付、普通村々よりハ、常々地味之厚薄を始、検地之表反別ニ不拘、現在之内反別等迄も精細取調候事ニ而、落地隠地等無之而已ならす、堤腹附用水路模様替等之潰地を始、損地其外何事ニ而も、其持主限之迷惑ニ不相成、村中公平ニ割合候ニ付、耕耘之一助相成候儀も有之、敢而不宜仕癖とも不相聞候得共、地引絵図仕立方指支候節ハ、無據其事情其筋へ不申出候而ハ、不相成次第ニ至り候間、此際ニ於而一筆限実施を取纏所持致し候様相定、地券相願年限を定割替不致候而ハ、不都合も有之候ハヽ、割替之度々地券書替相願候様可致旨申諭候處、方今実地前書之通相成居候を、凡々も一筆限ニ取纏め地主を定候儀ハ、従前之仕来ニ不拘、更ニ割合仕直し候訳ニ付、村中不公平無之様取調候儀ハ、容易之儀ニ無之、現今之姿を以て地引絵図仕立候よりハヽ、期限相後れ候ハ勿論、成功之見込難相立候ニ付、期限猶予之上、現在之地図取調指出、追而割替え節ハ、地券書替相願度、尤壱人別持地其の実地ハ所々ニ散在致し居候得共、帳記ニ而ハ一筆宛ニ相成居、実地と帳記合計ニ而ハ、聊相違無之候間、検見請候年柄ハ一筆限持主を記し、田方内見帳

相仕立指出、右を以て坪様しを請、下方割賦等も無指支取計来候儀ニ付、右之振合ニ準し地引絵図相仕立、右番号を以小前帳取調候得ハ、方今銘々持地之実地とハ齟齬致し候得共、総計ニ至候而ハ聊相違無之儀ニ付、可相成ハ右之趣を以て聞届相成候様致度段申立候ニ付、先ツ右心得を以絵図雛形相仕立可指出旨申聞候處、別紙之通実地現在之割地之姿と、前書之通差略を以て可取計見込之分と、両様之略絵図指出候ニ付、右躰之仕来有之村々凡取調候處、草高拾五万石余、村数三百四拾ヶ村余も有之、帳記上ニ困リ為取調候而も、敢而不都合之儀も有之間敷哉ニ候得共、実施ニ引合兼候分、専断を以て取極候儀ハ難相成候間、御差図相伺候為め、右割地之次第相心得候者へ、右略絵図持参実地之模様為申立候間、詳細御指図有之度旨

図面略之

〔右指令〕

書面割地之儀ハ、一村地位之沃瘠を平分し、公平を得るニ似たりと雖も、数年ならすして亦割替候様ニ而ハ、終ニ永世私有するを不得次第ニ付、培養等之扱、自ら麁漏ニ渉リ可申、今般地所売買被差許地券相渡候儀ハ、人民之所有を固し、其地所之為百年之鴻利を謀り、子孫に至迄永く幸福を貽候様勉励可為致との旨趣ニ付、右之趣厚く説諭を加へ、割地之儀ハ今後廃止之積可相心得、尤即今之景況一筆之地所を数十人ニ而所持致居候様ニ而ハ、後来不都合を生可申候ニ付、村民一層示談を盡し、是迄之持高ニ応し、一筆之地所ハ壱人ニ而所持致候様更ニ割替候歟、右被行兼候ハヽ、一筆限ニ不拘更ニ公平之分界相立候歟、何れ人民之勝手宜永久いたし候様處置致し、右相済候上券状相渡候積相心得、期限之儀も精々勉励急済之都合いたし、凡成功之目的相立猶可申立事

史料7では、規定通り十月中に地券を交付するよう努力しているが、割地を実施していたことが影響して困難であ

る、と。それに対し租税寮はなお勉励するよう督励している。

史料8は、史料7で述べた割地のことを特に抜き出して詳細に説明し、地券の交付を困難とした理由が割地実施にあることを租税寮に納得させようとしている。即ち割地は一軒前を単位として実施されており、一軒前を公平にするために、一軒前を構成する土地は、村内の各地に散在しており、また売買・質入・相続などによって一軒前が、二分の一、四分の一、八分の一、十六分の一、三十二分の一と分割されているから、租税寮のいうように、一筆ごとの土地所持者を確認してゆくことは、時間と労力がかかり大変な作業となる。しかも新潟県内で割地を実施している村は三百四十か村余、十五万石余にのぼり、その上新潟県の冬は雪深く、実際の土地との対応ができなく、とうてい期限内の短期間に地券を交付することは困難であるとして指示を求めている。それに対し租税寮は、割地実施のもとでは所有を明確にすることはできない、従って近代的所有を確立しようとして地券の交付を急いでいる租税寮の政策と割地の実施とは矛盾するから、割地は今後廃止するつもりであるが、唯今は現状の中で地券が交付できるように工夫せよ、例えば、是迄の持高に応じ、分散している土地をまとめて、一筆の土地が一人の所有となるように割替えるとか、それができないならば、一筆に拘泥しなくても地券が交付でき所有が明確になる方法を、村民が相談して早急に見付け出すよう努力せよ、地券を交付することは、いずれにしても土地の所有を確定し、農民の幸福をつくり出すためのものであるから、と指示した。一筆に拘泥しなくても地券が交付できる方法を見付け出してもよい、ということになると、農民は当然割地の単位である軒前に地券を交付することを考えるであろう。

また新川県も相前後して、明治五年九月、十月、十一月と三度にわたって、次のような伺・申立を租税寮に提出した。

（史料9）[12]

明治五年九月二十四日新川県伺大意

当県管下越中国ハ、往古より検地不致仕来ニ而、弐拾ヶ年又ハ変地有之節等、闕取ヲ以田地割替致し候事ニ付、持高而已ニ而持地無之、地券渡方御規則通施行難仕候得共、割替之節仕立置候万歩帳を基礎とし…巨細ニ取調万歩帳相改、永代之持主ヲ定メ…

〔右指令〕

第十七条地所質入書入之儀、従前持高ハ有之地所持主無之上ハ、高而已売買差許候而は、地券取調之際彼是紛雑も可相生儀ニ付、管内一般地所持主相定候上、売買差許候方当然ニ可有之ニ付、猶実際於て篤と勘辨之上今一応可申立、尤地所質入等一般之規則ハ、不日可相達事、…

（史料10）[13]

明治五年十月二十二日新川県申立大意

地券渡方之儀ハ、当十月中ニ渡済相成候様、先般御達有之候處、当年之儀ハ、貢米俵入改正等ニ而諸調繁多ニ相成、且管下手広之處、従前より田畑とも二十年位ニ而闕引を以持主相定メ候事ニ而、銘々固有之土地ニ無之方法ニ御座候間、軽忽ニ着手致し候得ハ疎漏ニ沙リ、実地差支可相生と深く注意罷在、夫々下夕調之上、此程地券掛役員相撰ミ、漸く調方取扱候都合ニ付、何分期限通り行届兼候、殊ニ方今射水郡十七万石余管轄可致旨御達ニ付、右請取相済候後、尚実際調査之上、前途之目的聢と相立、渡済期限之儀迫而申上候間、当十月限取調行届兼候事御承允有之度候

〔右指令〕

書面之趣ハ、官員増置も有之儀ニ付、期限迄ニ取纏メ難出来候共、精々差急キ渡済之、概期目的相立早々可申立事

（史料11）[14]

明治五年十一月二十八日新川県伺大意

当県下之儀ハ追々申上候通、往昔より無検地之国ニ有之由ニ而、高何百石免何箇、此定納米何程と申、地租帳ニ而田畑之譯反別歩数等取調候書類無之、大小之百姓高は所持罷在候得共、現在之地所ハ二十ヶ年或ハ三十ヶ年ニして土地之肥瘠を点検し、百姓共一同決議之上、地味を分け大割いたしヶ所ニ就、一同無洩闔引致し、各自之進退地を定候、旧法ニ而字番号等も、銘々進退地一筆限りニ無之錯雑至極ニ付、今般改而闔引之上、銘々一箇所ニ持地取纏メ致度旨、願出候村々も有之候得共、右聞届候得は、県下一般ニ相成日月を費し候事故、可成丈方今進退之地を所持地と為致取調候積、就而者字も一箇ニして現場地続之分、合筆願出候分ハ聞届候心得ニ御座候、右は他之検地帳有之村々之畝歩合筆とハ相異り候儀ニ御座候

前件之通ニ而県庁ニ照準可相成帳記無之、今般申上候下タ方所有之万歩帳ニより点検之心得ニ御座候得共、万歩帳散失之村々多ク、此等ハ検査可致根據無之困却仕候、乍併今般之券證受取候得は、子孫永久之所有地確定仕候儀に付、乃至三百歩之地所二百五十坪に書出し、或ハ隠田等致し候得は、畢竟永久之所有地を自分剥奪仕候儀ニ付、懇致説諭銘々会得仕候、以上は不良之調方可致条理無之ニ付、篤と教誨之上、高持百姓共より自分之進退地一筆限ニ仕立、一番より順序を以地所持主共悉皆記載為致、漏地隠田等無之様注意致し、万一不良之者有之候ハヽ、地券御規則第十二条ニ照準可致處分事ニ決定仕度候

〔右指令〕

初ヶ条旧来圃取を以地所進退致居候處、今般地券渡ニ付、更ニ割替之上一箇ニ取纏度旨願出候ハヽ、後年紛擾之憂を庄ひ候より、熟議之上申出候儀ニ可有之、強而圧伏いたし候筋ニ無之候条、人民之所願ニ任セ可申、尤方今進退之儘所有地ニいたし候村々、小割歩数之儀ハ、普通之小畝歩合筆之類とハ、事情相違可有之候間、同字地続之分ハ申出之通たるへき事

二ヶ条申立之通、尤地検帳無之とも、平常取扱候割付、其外之帳簿ニ據リ一村反別之増減等検査致シ、漏地無之様厚注意可致事三ヶ条申出之通、貢租作徳之多寡ハ、券状ニ認候ニ不及候得共、兼而相達置候一郡限、表ニ詳悉記載可致筈ニ付、其心得を以取認可申事

内容は七尾県・石川県・新潟県のそれと重なるところもあり、一々説明はしないが、要は三県と同様、割地実施が今度の地券の交付を困難にしている、というのである。特に新川県のこの伺・申立で注目されるのは、地券の交付をむつかしくしている理由が、割地実施のもとでの高（石高）と土地の持方にあるとして、その持方を非常に明快に説明していることである。その点にしぼって検討すると次のようになる。

史料9では、割地実施のもとで、農民は高は所持しているが土地は所持していない、という。

史料10では、割地実施のもとで、農民は固有の土地は所持していない、という。

史料11では、割地実施のもとで、農民は高は所持するが土地は進退するだけである。進退とは、割地実施から次の割地実施までの間、くじ引で決定された土地を用益（使用・収益）することである、という。

つまり地券の交付の通達を契機に、誰の所有地にするか、というのっぴきならない利害関係が、割地実施の村々で起ったのである。特に新川県（のちの富山県）の割地実施村々の農民および県の関係役人は、割地実施時代の高およ

び土地の持方を、実施経験および実施史料に則して真剣に考え、高は所持するが土地は進退するだけであった、と結論したのである。そして地券を交付し土地所有者を決定するというような重大なことを、租税寮のいうように、短期間（明治五年十月）に実施することは困難である、と述べているのである。

事実その通りであるが、他方で割地実施の村々（特に村型割地実施の村々）は、水害常習地域であり、この自然的悪条件が解消されないままに地券が交付され、所有者が決定した場合、もし近い将来水害に見舞われた時、割地は実施できなくなるのではなかろうか、と国・県が地券の交付を急ぐ中で、農民らには非常な不安があった。伺書・申立書に、その間の事情がよく表現されているのである。つまり割地を実施して来た村々の農民は、所有の確定する地券の交付を、今すぐしてもらいたくなかったのである。十二分に考える時間がほしかったのである。いずれにしても地券の交付を契機に、割地実施村々の農民および県の関係役人が、江戸時代の割地実施のもとでの高および土地の持方を明確にし、高は所持したが、土地は進退しただけであった、と土地を土地と高とに分け、所持（用益・処分）を所持（処分）と進退（用益）とに分けて整理したことは注目されるところである。そしてそのような持方が、割地をスムーズに実施させ得たし、また割地の実施を通して、そのような持方が定着していったのである。勿論そのような持方は、㈠で述べたように、すでに江戸時代の割地実施農民および関係役人によって考えられ実施されていたのであるが。

㈢　地租改正期から再丈量期割地制における土地の持方

明治五年十月二十七日付新潟県伺（史料7・8）に対し、租税寮は、割地が地券の交付（近代的土地所有）と矛盾す

るから、割地を今後廃止するつもりである、と答えた（史料8）、が以後割地を廃止することはなかった。地券の交付は、租税寮の思い通りになかなか進まなかったが、明治六年七月二十八日地租改正条例・地租改正施行規則・地方官心得がセットで布告され、地租改正事業が推進されてゆくなかで、実現されてゆくのである。

地租改正条例が布告された一か月余のちの九月二日付新潟県は次のような伺いを租税寮へ提出した。

（史料12）[15]

明治六年九月二日新潟県伺大意

五ヶ条

一、今般地券取調ニ付テハ、従前年限ヲ定、一村中耕地割替来候村々モ、確定之持地ニ為取極候様、兼テ御指令之趣、村々ヘ相達置候処、山林原野迄モ同様、持主不相定候テハ不相成事ニ心得、一村持之分ト持主有之分ト、御規則差別有之儀ハ不相弁、従前一村持之山林原野ヲ、更ニ家別ニ割合持主相定、書出候分モ有之候処、一村持之山林原野ヲ、自己ニ持主相定候儀不相成トノ御定モ無之儀ニ付、方今持主相定候ハ不埒ニ候トテ、一村持ニ為引直候モ如何ノ義ニ付、既ニ割合持主相定書出候分ハ、地価不相当ニ無之候ハヽ、従前無税之分ハ、相当之税納為相願、前同様取計可申哉

拾四ヶ条

一、田畑高ヲ廃シ、反別ヲ以テ換用之旨御布告有之候ニ就テハ、即今直ニ廃止可致ハ勿論之処、管下新潟ヲ始浜通村々ニハ、地子無反別ト唱、従前諸帳簿ニ、高而已ヲ記シ反別記載無之、其外村々野手高ト唱候分ニモ、同様之分多ク有之、右之類ハ換用可致反別無之、尤地券取調ニ付テハ、夫々現地反別取調為書出候間、地券取調済相成

候ヘハ、聊差支無之候得共、其以前高廃止候テハ、目途ヲ失ヒ候儀ニテ、地券之義ハ、壬申八月中村々ヘ雛形相達為取調、追々差出候分、券証渡済之村方モ不少、其余分今専検査中ニテ、割地村々之分等ニハ、未タ取調中之分モ有之候得共、何レモ御布告以前ヨリ取掛リ、調方半途之儀ニモ有之候間、地券調済迄之儀ハ、兼テ御達之雛形之趣ヲ以テ、一定ニ取調候様致度、此段御聞置相願候旨

〔右指令〕

（略）

史料12によると、割地が石高による軒前で実施されていたこともあり、石高の称の廃止（明治六年六月八日）が、地券の交付にも支障をきたしかねない、と。このこともあってか、割地実施村では、明治六年九月頃、なお地券の交付が思うように進んでいなかったようである。そこで県は、特に割地実施村に対し、地券の交付をより強力に推進してゆくこととなった。それに割地実施村はどのように対応しただろうか、若干の例をあげよう。

蒲原郡松山新田村では、「地券調ノ当時、即チ其軒前ニ応シ分配シ得ベキ部分ハ、各自ヘ割リ当テ、既ニ夫々地券確定ニ至リシモ」[16]と割地実施の方法を利用して、軒前で地券が交付されていた。

蒲原郡巻村では、地租改正期の明治九年割地を実施し、軒前一一一軒前に土地が分割された。同村の内木家（一軒半前所有）の「壱軒半地券帳」によると、「明治九年開世（改正）地券田別改」に記載されている一軒前は次の通りである。[17]

一、土手上　壱町弐反九畝壱歩

一、両新田　四反七畝二十五歩

一、古高分　壱反六畝歩

外二

一、沼割　三畝廿五歩
一、西沼　壱反四畝四歩
一、割前表　弐反九畝三歩
一、川原　四畝廿歩
一、行塚　九畝廿五歩
一、三拾歩割　三反壱畝拾歩
一、下郷屋　壱反壱畝拾歩
（計二町九反六畝二十九歩）

即ち割地実施の方法を利用して、軒前で地券が交付されていた。

明治九年蒲原郡松山新田村では、「一時便宜上、河村真多逸外三十四人共有地ノ内へ合併セシメ、壱筆トシテ地券調ヲ於テ」[18]（沼地）と一時の便宜のため、三十四人の共有地とし、しかも一筆として、地券が交付されていた。

このように割地実施村では、地券の交付を推進するため、いろいろな方法がとられた。特に多くの割地実施村では、地租改正の時、割地を実施し、軒前で交付された土地を地券に記載し所有地とした。その意味では、新潟県の割地実施村の地租改正は、軒前地券の交付で推進されていった、ともいえるのである。

つまり一方で、割地実施のもとでは、地券の交付はむつかしい、といいながら、他方で、割地の実施方法を利用して、軒前で地券がどんどん交付されていったのである

換言すれば、今まで通り割地を実施しながら地券を交付し、割地禁止の口実を租税寮に与えなかったのである。このことが新潟県などで、以後ずっとあとまで、即ち自然的悪条件がなくなるまで、割地が継続されてゆくことになったのである。

新潟県の地租改正が、明治十四年のはじめまでかかったのは、雪国であり、また実施途中で地租軽減運動が起こったからだ、といわれているが、[19] 明治六年九月二日付新潟県伺に、「割地村々之分等ニハ未タ取調中之分モ有之」[20]とあり、三百四十か村余・十五万石余（史料7）という多数の割地実施村のあったことが、地券の交付を遅らせた原因の一つとして加えねばなるまい。いずれにせよ明治十五年二月大蔵卿松方正義が、地租改正報告書を太政官に提出し、[21] 地租改正の大事業は、一応しめくくられたのである。

明治十七年三月十五日地租条例が制定され、地租改正に関する法律・法令は、すべてこれにおきかえられた。翌十八年二月帳簿図面と実地との齟齬を正すこととなり、同年から同二十一年にかけて土地の再調査（地押調査、第二回の改租ともいう）が実施され、翌二十二年三月二十二日付勅令第三十九号で土地台帳規則が制定され、同日付法律第十三号の「地券ヲ廃シ地租ハ土地台帳ニ登録シタル地価ニヨリ其記名者ヨリ徴収ス」によって地券制度は消滅した。

第二回の改租ともいわれる再丈量の中で、割地はどのようになっただろうか。二例をあげて検討しよう。

(1) 中頸城郡西横山村の場合

まず史料をあげよう。

（史料13）[22]

中頸城郡大淵村戸長役場受持ノ内
西横山村

右者中頸城西横山村ノ義ハ、当初地券御発行ノ砌リハ、事実不了解ニシテ、恐多難申上義ニハ御座候得共、一村地券取調方錯雑ノ場所モ不尠、殊ニ旧地割ノ習弊ヲ不脱、隠然今日迄年期ヲ定、耕耘往来候耕地数ヶ所有之、数百番号成カ故ニ、繁雑シテ迚モ甲乙売買ヲ以テ到底致兼、依テ一村全体再丈量為サザレハ、後来安堵ナル地券ニ不相成ニ付、他日紛紜ヲ生セザル様、別紙契約ノ上再丈量奉願上候、何卒特別ノ御仁恤ヲ以テ、御許容被成下度、尤モ改租後ノ荒地開墾ニシテ、現今年期中ノモノ及ヒ、地押ノ際発見セル無届変換無願開墾脱落地等ヲ除キ、一村合地価額ヲ動カサザル様可致ニ付、願ノ通リ速ニ御許可被成下度、地主一同連署此段奉願上候也

明治十九年八月三十日

中頸城郡西横山村
村上重治郎（印）
外五十六名連署

西頸城郡杉野瀬村抱持
竹田　環（印）
外十名連署

新潟県知事篠崎五郎殿

前書願出ニ付奥印仕候也

戸長斎京武八郎（印）

契約書

契約ノ大体

毎地ノ丈量ヲ正シ、等級ヲ公平ニシ、軒前ヲ目的トシテ、進退者ノ所有地ト定ムル事

取調人ノ権限

割地取調地位改選共、担当人へ委任ス、再丈量ハ、担当人並地主一同立会ノ上、境界ヲ案内シ、毎地取調可致事

地割更正区分

耕地宅地山林原野トモ再丈量シ、現今ノ土地進退者ヲシテ、所有権ノ名受確定可致事

地番割替

当村軒前割地ト唱ヒ候得共、中古以来六十余年モ、甲乙籤引等ヲ以互換致シ来リシ例無之、此甲乙軒前ニ於テ、過不足無ニシテ非然ルト雖、旧来慣習ヲ相守、此度不改正者ニ決ス

右甲乙軒前ハ、不改正者ニ決スト雖モ、此甲乙ノ内ニ亦子丑多人数ノ所有者アリ、此所有者ニ於テハ、現今籤引キヲ以テ互換シ、所有仕来リ慣習有之候ニ付、甲ノ内子丑不公平等無之様、今度更正可致者ニ決、是迄軒前不確定地所村中持ト唱フル所ハ、誰外何人持ト記載可致事

所有地確定

各地ヲ軒前ニ割当タル上ハ、抽籤ヲ以テ其所有者ヲ確定ス、将抽籤ハ各地主是ヲ抽シムルナリ、猶決定ノ上ハ、適宜名受帳ヲ調製シ、各自直チニ調印可致事

一村惣地価額ヲ動サザル事

（略）

質入書入地取扱

質入書入地ハ、全村所有割替許可券状書換、下附到着ノ日ヨリ二十日以内ニ必ズ証書相改ムル事、負債主ヨリ債主ニ向ツテ談判シテ、債主ヨリ承諾書取受、戸長役場へ可差出事

債主ニ向ッテ談スルニ当リ、証人ヲ要スルガ為、負債主ヨリ依頼ヲ受ル事アルトキ、村内ニ住スル負債主ノ親戚ニ限リ之ヲ拒ム事を得ス

手伝人及人夫

（略）

取調人並手伝人ノ日当

取調人日当金十銭、手伝人日当金八銭ヲ給スベキ事

但雪中日当（取調人ハ八銭、手伝い人ハ六銭）額ノ内二銭減少可致事

諸費並用具支出

（前略）入費精算スルトキハ、再丈量成功ノ後チ、惣額ノ内新地価ニ七分、同筆ニ三分ノ割合ヲ以テ支出可致事

用悪水路

（略）

作場路修繕

（略）

樹木植伐

樹木植伐ハ、田畑宅地ノ境ヨリ三尺以上ヲ避クベシ（以下略）

畦畔所属

畦畔ハ通常上ノ地ニ属シ置、若上下タノ間、区界アル地ハ、双方立会ノ上判然ナル境界置可申事

（以下略）

区界地異動

（略）

契約ヲ固ムルヶ条

前数条ノ契約ヲ履行シテ、所有ヲ確定シタル上ハ、後日異義ナキ筈ナレドモ、若シ之レニ異議ヲ唱フルモノアルトキハ、今回調査ニ係ハル費用ヲ悉皆其異議者ニ於テ負担可致、依テ地主一同連署互換、契約証書永遠相守可申候所如件

中頸城郡西横山村

地主　村上重治郎（印）

外二十六名連署

西頸城郡杉野瀬村抱持

竹田　環（印）

外十名連署

前書ノ通リ契約証書調製シ、互換致置候段申上候也

右村実地負担者

村上重治郎（印）

笠原彦平　（印）
和瀬田伊平（印）

新潟県知事篠崎五郎殿

史料13によると、西横山村の地主らは、割地のこともあって、地租改正によって作成された地券には問題があり、明治十九年八月再丈量を県知事に願出した。その時添付した契約書（同村の地主らが、再丈量の実施にあたり相互に取交した契約書）によると、最も重要なことは次の二つである。

①再丈量実施の目的は、㋑割地（軒前）を実施すること、㋺土地の所有者を確定すること、である。

②土地所有者は、「進退者ノ所有地ト定ムルコト」、「現今ノ土地進退者ヲシテ、所有権ノ名受確定可致事」と現在その土地を進退している者とする。土地を進退している者とは、史料13から土地を用益（使用・収益）している者のことである。

その他、割地実施方法、質入書入方法などをはじめとして詳細な取りきめがなされている。割地は土地所有の確立と矛盾するから、廃止するつもりである、とかつて租税寮の役人をしていわしめたことを思いおこすと、第二回の改租ともいわれる再丈量の目的が、割地を実施することである、と県知事に提出した契約書の第一条で述べていることに、一種怪訝な思いもするが、他方もう一つの目的が、土地所有者を確定することである、と並記して問題がおこらないようにしたのだろう。政府は地租改正、再丈量を通して、すべての土地の所有者を決定すればよいのであるから。

また史料13の再丈量願に貼付した契約書に、進退と所有、進退者と所有者（「所有権ノ名受」人）が対にして使用されている点に注目しておきたい。既述した江戸時代の進退と所持、地租改正直前即ち地券交付期の進退と所持の夫々

の所持という言葉を所有という言葉に変えたのみで、同じ意味で使用されているのである。なお高を軒前という言葉につつみこんで使用をさけたことは、石高の称の廃止に配慮したからであろう。

史料13のような願いが、割地実施の村々から次々と県知事宛に提出されたのであろう、県知事は二十年三月十五日付で大蔵大臣松方正義に対し、農民の願を許可してよいか、と次のような内容の指示をあおいだ。

（史料14）[23]

地押調ニ付割地慣習廃止、又地位再評丈量ヲ許可ノ義ニ付稟議

本県下ニ於テ古来ヨリ、割地ト称スル一種ノ習慣ヲ存スル部落ニアリテハ、曩ニ地租改正ノ際、各自所有ト定メ、地券ヲ受領シタルニ拘ラズ、因襲ノ久シキ、依然旧慣ヲ脱セス、密ニ其地盤ヲ割換、各所有ヲ転換シ、以テ今日ニ至レルモノ、別紙調書ノ通リ、甲乙号合セテ二百三十九ヶ村有之、又地割習慣ニ非ズシテ種々ノ弊習ヲ墨守シ、或ハ貢租諸掛等密ニ旧高ニヨリテ課賦シ、以テ永遠ニ維持スル偏見ヨリ、改組ノ際地位等級ノ如キ、実地ノ如何ニ拘ラズ、席上ニ於テ分賦ヲ為シタルガ故ニ、地券授与後ニ至ツテ、種々ノ差支ヲ生ジタルノミナラズ、其等級実地ニ適セザルモノ、丙号ノ通リ十四ヶ村有之、其他技術者ノ不慣熟ヨリ、毎地ノ丈量寛厳一ナラズ、或ハ改租以来十余年間ニ於テ、各自濫リニ地形ヲ変更シ、其儘後来ヲ保スベカラサルモノ、丁号ノ通リ十四ヶ村有之、外ニ園村ニ非ザル地目限、特ニ事故アルモノ戊丑号ノ通リ四ヶ村有之候、右ノ割地慣習ノ村ニハ、所謂所有額ニ定メアリテ、所有地ニ定リナク、常ニ実地ト券状面ト符合セザルノミナラズ、第一地租条例ノ主義ニ悖リ、第二地券法ニ背クノ不都合アルヲ以テ、其儘差置難キモ悟リ、今回各地主ニ於テ反覆協議ヲ尽シ、将来紛紜等ノ憂ナカラシメンガタメ、確乎タル契約書ヲ製シ、地位再評再丈量ノ上、所有確定致度旨願出（各村願ノ事由ハ調査村名ノ末ニ於テ詳述セリ）、

又割地慣習ニ非ズシテ、地位再評及再丈量ヲ要セル村落モ、前同様ノ手続ヲ以テ契約書ヲ製シ、願出タル義ニ有之、依而各村の事実夫々為取調候処、何モレ此儘後来ニ伝フベカラザルモノニシテ、既ニ各自ノ契約モ確乎相整タル上ハ、他日紛擾ヲ醸ス等ノ不都合無之ト見認候、尤モ地位再評再丈量ヲ併セテ願出シタルモノハ、其閭村ニ係ハル分ト、一地目限リトノ区別ヲ問ハズ、地目変換開墾等各種ノ異動ヲ除キ、一村及一地目限リノ総地価格ヲ動カサザルベク、又再丈量ノミ願出シタモノハ、其閭村ト一地目限トノ区別ヲ問ハズ、反別ノ増減ニ従ヒ、地価モ増減候様可致候間、願ノ通リ許可致シ可然哉、御指揮相成度、右ハ経費上関係ヲ有スル義ニ付、予メ此段相伺候也

明治二十年三月十五日

新潟県知事　篠崎五郎（印）

大蔵大臣伯爵松方正義殿

特にこの中で、割地が、「第一地租条例ノ主義ニ悖リ、第二地券法ニ背クノ不都合アルヲ以テ、其儘差置難キヲ悟リ、今回各地主ニ於テ反覆協議ヲ尽シ、将来紛紜等ノ憂ナカラシメンガタメ、確乎タル契約書ヲ製シ、地位再評再丈量ノ上、所有確定致度旨願出」と地租条例と地券法に矛盾する点があるので、将来紛争が起きないよう契約書を作成させ、地位再評再丈量の上、「所有」を確定したいという内容にして願出させた、という。この稟議は「聴許」され、県知事から西横山村へ、次のような「聴許」状[24]が送付された。

願之趣特別ノ詮義ヲ以テ聴許ス

但シ帳図調整差出スヘシ

明治二十年五月三日

新潟県知事　篠崎五郎

つまり割地を実施しても、土地の所有は確定できるということで、この願いは聴許されたのである。

(2)　古志郡西野村の場合

まず史料をあげよう。

(史料15)[25]

古志郡西野村

右村ノ儀ハ従前ヨリ割地ノ処、地租御改正ノ際、御趣意ニ基キ各名持ニ取調、帳簿進達地券請仕候得共、因襲ノ久シキ、旧習ヲ墨守シ、隠然所有ヲ輪転シ、彼是交換罷在候処、改租後地主便宜上ヨリ、毎地ノ境界ヲ移動シ、分合セシ箇所尤モ多ク、閭村地形大ニ変シタルヲ以テ、実地ト帳図ト齟齬シ、不都合不尠故ニ、爾後之ガ訂正ヲ為サント苦慮罷在候処、幸ニ今回実地ト帳簿ト符合セザル箇所ハ、挙ゲテ訂正方可申出トノ御内達ヲ蒙リ、実ニ千歳一遇ノ恩典ト地主一同相承候、即チ之レガ訂正ヲ為サンタメ、別紙ノ通リ契約シ、土地再丈量及び地位再撰ノ上、所有ヲ確定仕度、尤モ再調ノ上、反別増減歩ヲ生ズルモ、今般発見スル無届地目変換、無願開墾其他地目ニ異動ヲ生ズルモノヲ除クノ外、地目限一村惣地価ヲ動カサズ、内部ニテ公平に分賦シ、将来紛紜等一切無之様可致ハ勿論、期限内制限申告可仕ニ付、特別ノ御詮議ヲ以テ、何卒地盤丈量並ニ地位再撰ノ儀、御内許被成下度、依テ契約書相添此段奉内願候也

明治二十年

山本誠十郎（印）
小川清吉　（印）
山本幾太郎（印）
穂刈名太郎（印）
金安寅吉　（印）

新潟県知事篠崎五郎殿

前書之趣取調候処、聊相違無之候也

戸長内山勘兵衛（印）

契約書

一、古志郡西野村土地全体ノ内、従来ヨリ名持ノ箇所ハ三十一軒前トシテ、五ヶ年毎ニ地割ヲ為シ、彼是交換シ、所有額ニ定マリ有テ、所有地ニ定マリナシ、然ル処明治八年地租改正ノ際、一般ノ御規則トシテ、従来ノ割地ヲ更ニ廃シ、名持ノ御趣意ニ候得共、当村ノ儀ハ、信濃澁海両川ノ間ニテ年々地形ノ変動アリテ、迚モ永遠名持トスル能ハザル折柄、地主一同相談ノ上、名持ノ書上ハ表向ニ止マル者ニシテ、其後五ヶ年毎ニ地割ヲ為シテ、持主及実地輪転仕来候処、今般実地対照ニ就テ、割地村落ハ従前ノ割地慣習ヲ更正シ、各自ノ所有ヲ名持ト確定シ、地券再丈量訂正内願スベキ御達シニ拠リ、別紙ノ通リ従来割地習慣ヲ確定スル契約証ヲ、其筋ヘ呈供スト雖モ、明治八年ノ如ク永遠ノ名持ト確定スル能ハザルニツキ、一同協議ノ上左ノ事項ヲ契約ス

第一条

一、今回地券再丈量訂正内願ニ付、閭村合計ノ内従来ヨリ三畝名持ノヶ所ヲ除き、耕宅地荒地石砂原トモ公平ニ地割ヲ為シ、軒高三十一軒ヲ目的トシ、其高ニ割リ当テ、籤ヲ以テ各自ノ所有ヲ定メ、今回地券名受ト雖モ、是ハ表向ニ止マル者ニシテ、本年ヨリ向フ七ヶ年目毎ニ、全体ノ地所札替トシテ耕地ヲ交換スベシ、若シ将来地所ニ異動アルトキハ、該札替年限ニ不拘地盤割替ヲナシ、従前割地三十一軒前ニテ損益負担スル事

第二条（略、調査ニ対シ異議申立ザル事）

第三条

一、一軒前ヲ目的トシテ其高ニ割当、籤ヲ以テ各自名受ノ所有ヲ定ムルト雖モ、若シ百歩ニ付三歩以上ノ過不足ヲ生ジタルトキハ、年々仲間地米ヲ以テ、其不利者ヘ相当ノ米額ヲ差引可致定メノ事

但三歩以内ハ地主の損毛ニ帰ス

第四条

一、一村合計ノ内、従来ヨリ名持ハ、現在ノ進退者ヲ以テ、其所有者ヲ定ム、従来ヨリ三畝名持ト称スル宅地ハ、三十九軒前ニ分配スベキ約定ノ事

第五条

一、所有一軒前ニ満タザル者ハ、数人ヲ合シテ一軒前トシ、各軒前籤取ノ後、再ビ其組合限リ小割ヲ為シ、籤取スル事、尤其組合限り熟議ノ上分配スルハ、此限ニアラズ

第六条

一、籤ニハ割替地ノ番号ヲ記シ、札親ニ之ヲ抽カシム事

第七条（略、百歩ニ付三歩以上過不足ノ際ハ、仲間地ヨリ可為取定ノ事）

第八条

一、川欠荒地総テ土取場、土取場早損水損江九堤防破壊、与荷ハ其年度ノ総代人及重立見分ノ上、相当ノ与荷可致定ノ事

第九条

一、附洲石砂原其他起返リノ節ハ、三十一軒前ニ分配致スベキ定ノ事

第十条

一、地所売買譲受ノ儀ハ、旧高ヲ以テ売買致シ、其軒高相当ノ地価反別ヲ、村並ノ通り引渡ス者トス

但シ売買証ノ儀ハ、別紙下案ノ通リ遵守可致定メノ事

第十一条

一、高三十一軒前ニ割当スル以上ハ、反別地価共平等ナル筈ナレドモ、組合分配方ノ都合ニ拠リ増分アルトモ、売買質入書入ニ致ス間敷事

第十二条

一、将来所有地ノ相続者ハ、何人ヲ不問此契約ヲ遵守スベシ

第十三条

一、一村宅地ノ内、名持及三畝ヲ除キ、残宅地ハ総テ三十一軒前ヲ目的トシテ、各軒前ニ割当テ、各自ノ名受確定スト雖モ、従前ノ習慣ニ倣ヒ、仲間地トシ家主ニ入付置キ、年々十一月中代米ヲ其年度ノ総代人ニ於テ取立、各軒前ニ分配スルモノトス

但持高ニ応分ノ地ハ、従来進退者ニ於テ名受致シ、過不足ハ籤取スルモノトス

第十四条

一、従来ヨリ村中持ノヶ所ハ、今回割地外トシ、爾後モ村中持ニ据置者トス

第十五条

一、従来ヨリ諏訪神社字十三丁字下島神田二ヶ所ハ、爾後モ是迄ノ通リ、諏訪社持主ニ据置キ、其年度総代人ニ於テ保管シ、氏神両社ノ祭費ニ充ツルモノトス

第十六条

一、地割ヲ為ト雖モ、残地ニシテ各軒前ニ割兼ヌル場所ハ、三十一軒前持主ノ仲間地トシ、小作証ヲ取受ケ入付置キ、年々十一月中代米ヲ其年度ノ総代人ニ於テ取立、各軒前ハ分配スルモノトス

第十七条（略、江代替地ヲ仲間地トスル事）

第十八条（略、江代地ヲ割地外トスル事）

第十九条

一、軒高持ノ課賦ヲ可受地価ヲ定ムル事左ノ如シ

一、村内従来ヨリ名持三畝ヲ除キ、耕宅地トモ割替ヲ為シ、各軒前ニ割当タル上ハ、反別及地価トモ平等ノ事ニ候得共、若シ過不足アルトキハ、地券面ニ不拘、閼村ノ内三畝名持ノ地価ヲ除キ、残地三十一軒前ヲ目的トシテ平等ニ分配シ、各自ノ地価額ヲ定ムル事

第二十条

質入書入地取扱方法左ノ如シ

一項　質入書入ノ地ハ、全村所有割替許可券状書換下附ノ上ハ、下附ノ当日ヨリ二十日間以内ニ、必ズ証書ヲ改

ムル事ヲ、負債主ハ債主ヘ談判シ、予メ其承諾ヲ受ケタル書面ヲ受取、今回地割以前ニ、戸長役場ヘ差出置候事

二項　債主ヨリ其負債主ニ対シ証明ヲ望ムルトキハ、其親戚ニ限リ拒ム事ヲ得ザルモノトス

三項　証書々換ノトキハ、債主ハ負債主ト共ニ、戸長役場ニ出頭シ、相当ノ書換ヲ得ルモノトス

第二十一条～第三十二条略す

第三十三条

肥置場土肥削草ニ関スル左ノ如シ

一項　水田ノ所有者ニシテ、肥置場ヲ設ケントスルトキハ、江敷地ヲ引避ケ設置スベシ、若シ其他ヲ浸食シテ、通水往来ヲ障碍スルトキハ、其肥ヲ取除カシメ或ハ其肥置場ヲ止ムルコトアルベシ

二項　土肥ヲ作ルニ、江丸作場道路ノ草ヲ削リ取ル可カラズ、若シ之ニ違フ者ハ、十銭ヨリ尠カラズ、十円ヨリ多カラザル償金ヲ出サシム

三項（略、畦草ノ事）

第三十四条（略、土取場ノ件）

第三十五条

変換地及田方ノ地下ゲハ左ノ項目ニ拠ルモノトス

一項　田畑宅地ヲ変換スルニハ、其年度ノ総代人及ビ重立会議ノ上変換シ、其損益ハ三十一軒前ノ負担タルベシ

但シ三畝名持ハ此限ニアラズ

二項（略、田地下ゲノ件）

第三十六条（略、用悪水路新設ノ件）

第三十七条

一、旧高三十一軒前ニ課賦スル費用ハ、三十一軒前ニ分配シ、各自ノ高ニ応ジ出金スルモノトス

第三十八条（略、徴収費用異議ノ場合ハ、其所有地ノ幾分ヲ処分スル事）

第三十九条

一、該契約ハ総テ年度ノ総代人ニ於テ司リ、右条項ヲ施行スルモノトス

第四十条

一、前数条ノ契約ヲ履行シテ、所有ヲ確定シタル上ハ、後日異議ヲ唱ヘ間敷ハ勿論ニ候得共、万一右契約ニ違フタル者アルトキハ、其償ヒトシテ、右契約書中ノ共有地不受取ハ勿論、其違約者ノ持高二割ヲ差出可申定メ

右条項之通聊違約致ス間敷候、依テ地主一同反覆協議ヲ遂ケ、署名捺印スル処依而如件

追加

一、従前名持地（定持ヲ云フ）、並ニ三畝屋敷ト称ヘル地所、割地三十一軒前ヲ除キタル分、悉皆地主総代及担当人ニ於テ、各地主立会明瞭ナラシメ、字番境界間敷反別等詳細記載、地主署名捺印シタル絵図を調製シ、後証ニ供スル者也

明治二十年

右地主

小川亀六郎（印）

外六十四名連印

史料15によると、西野村の地主らは、割地のこともあって、地租改正によって作成された地券には問題があり、「実地ト帳図ト齟齬シ、不都合不尠」状態であった、という。そこで今度土地再丈量が可能となったことを契機に正したい。として明治二十年県知事に土地の再丈量を願い出した。その時添付した契約書（西野村の地主が、実施にあたり相互に取交した契約書）の検討から重要なものをあげると次のようになる。

①従来の割地慣習を存続すること。その理由は、西野村は信濃川と澁海川にはさまれ、水害常習村で、「永遠ノ名持トスル能ハザル」と土地の所有を確定することはできない。つまり「所有額ニ定マリ有テ、所有地ニ定マリナシ」の状態にして水害時に対応できるようにしておくことが必要である。換言すれば、水害常習村では割地が必要であるというのである。

②従って「今回地券名受ト雖モ、是ハ表向ニ止マル者ニシテ」と地券交付による土地所有は、あくまでも表向き（対政府）のもので、「永遠ノ名持ト確定」するためのものではない。従って地券の交付で所有が確定するのではなく、地券は割地と共に書きかえられるべきものである。換言すれば、「現在ノ進退者ヲ以テ所有者ヲ定ム」、「従来進退者ニ於テ名受致シ」と現在の土地の進退者をもって土地の所有者とする。つまり現在土地を用益している者をその土地の所有者とする、というのである。従って割地実施ごとに土地の所有者は変ることになるのである。

一言のもとに要約すれば、水害常習村では割地が必要であり、今度の再丈量は土地所有者を確定することではない。しかし地租改正→再丈量が、要求するすべての土地に所有者を確定するということは、進退と所有という方法で対応すればよい、というのである。まさに「地所売買譲受ノ儀ハ、旧高ヲ以テ売買致シ、其軒高相当ノ地価反別ヲ村並ノ通リ引渡ス者トス」（史料15・契約書十条）と売買・譲渡も、江戸時代からの割地と同様に軒前高でなされたのである。

おわりに（結言）

本稿で考察したことを要約すると次のようになる。

(1)近世割地実施村の農民は、検地帳に高付された土地を、高（石高）と土地とに分離し、高を所持し、土地を進退する、という方法で土地を把握した。つまり高所持、土地進退という土地把握の方法は、近世割地制が生みだしたものである。このように石高制を前提として実施された割地制は、まさに近世の土地制度が生みだしたものであった、といえよう。

(2)(1)を前提として、高を所持するとは、高を処分することができることであり、土地を進退するとは、土地を用益することができることである。このように土地を高と土地とに分離し、所持（用益・処分）を進退（用益）と所持（処分）とに分離し、両者を組み合せて土地を把握したことによって、地主手作から地主・小作までを含む農村において、割地が十分機能し対応できたのである。

(3)割地によって生みだされた高所持、土地進退という土地把握の方法は、割地実施村において地券の交付を契機に、より明確にされ、地券の交付以後、所持という言葉が所有という言葉に置きかえられ、継続されていった。

(4)政府は、地券交付期・地租改正期に割地制が近代的土地所有制と矛盾するから廃止するつもりである、といいながら、廃止することはなかった。その後もそうであった。それは割地制のもとで、地券の交付と土地台帳への記載とができるように、農民が工夫し、政府の土地所有権を確立する政策にこたえたからである。その結果、近世の村型割地（拙著『日本近世割地制史の研究』参照）は、自然的悪条件が解消されない限り、明治以降も存続したのである。(26)

註

（1）石井良助『江戸時代土地法の生成と体系』（創文社、一九八九年）、所持の成立過程を詳細に考察されている。

（2）西蒲原土地改良区編『西蒲原土地改良史』上巻（一九八一年）　一六二頁所収史料。

（3）石井清吉『新潟県に於ける割地制度』（『新潟県農地改革史資料』（一九五七年）　一五五―一五六頁所収史料）。

（4）『西蒲原土地改良史』上巻　一六〇頁所収史料。
史料3によると、長岡藩では農民の所持地を「所持禄」ともいったようである。同藩では農民間において土地の相対売買および流地が認められていなかったようであり（史料1・2・3）、そのことが原因ではなかろうか。従って所持地を売買する時には、史料1・2・3に見られるように、売主は領主へ「差上」げる、という形式をとったのではなかろうか。つまり領主（藩）を媒介にして売買が行われたのではなかろうか。今後の検討課題である。

（5）西蒲原郡巻町松山河村又介蔵（中村義隆『新潟県西蒲原郡における割地制度の調査―農民的土地所有の歴史的展開―』（一九六八年）一一三―一一四頁所収史料。

（6）以上は、福島正夫「地租改正の沿革と経過の概要」（解題）（地租改正資料刊行会編（代表我妻栄）『明治初年地租改正基礎資料』上巻（有斐閣、一九五三年）　三頁）。

（7）大内兵衛・土屋喬雄編『明治前期財政経済史料集成』第七巻（明治文献資料刊行会、一九六三年）　三二五―三三五頁。

（8）『明治初年地租改正基礎資料』上巻　一四頁。

（9）右同書　七頁。

（10）右同書　八二頁。

（11）右同書　八二―八三頁。

（12）右同書　四五―四七頁。

（13）右同書　八一頁。

（14）右同書　一一三頁。

（15）右同書　三〇九―三一二頁。

（16）河村又介蔵（中村前掲書一七八頁）所収史料。
（史料イ）（河村又介蔵、中村前掲書一七八頁）。「明治六年地券制度発布以前ニテ割地ト称スル慣例アリシモノニテ、其割地ノ軒前数ヲ拾四軒前ト定メ、従来特別ナル銘持地ニアラサル部分ノ田畑山林等ハ、総テ拾四軒前ニ割リ当テ、各其軒前ノ所有額ニ応シ分配ヲ得テ、進退スル

モノナリシヲ以テ」と地券制度以前の割地実施方法によるものである、とする。なお「抵当地」（史料ロ）も「小前銘々高別取調」（史料ハ）も「小作」（史料ニ）も、次に一例ずつを記すように、すべて軒前で行われた。

（史料ロ）（河村又介蔵・中村前掲書一九一頁）。

村並田畑半軒前　笹口猶四郎（印）

高八石壱斗七合四勺

此反別九反拾七歩三厘

内八半軒前

高四石五斗三升七勺

此反別四反五畝八歩六厘五毛

右者私所持進退仕来リ候地所ノ内八半軒前、今般角田浜村斎藤源太郎殿江、抵当地ニ入申候ニ付、御奥印書相頼申候

残高四石五斗三合七勺

此反別四反五畝八歩六厘五毛

明治八年一月御奥印書相頼申候

（史料ハ）（河村又介蔵・中村前掲書　一八七―一八八頁）。

明治九年四月松山新田村小前銘々高別取調帳

記

第二大区小四区八番組松山新田村

一高弐百三拾四石六升七合

此反別弐拾六町七反三畝廿八歩

但高反別共拾四軒前ニ割

此訳　　河村真多逸（印）

村並田畑弐軒前外名持

高四拾壱石壱斗八合六勺

此反別四町五反壱畝四歩三厘

河村倉一郎（印）

村並壱軒半四八半軒前

高弐拾九石八斗五升六合七勺

此反別三町三反弐畝廿四歩

（中略）

右者第二大区小四区八番組松山新田村小前銘々持高別共取調候処、書面之通相違無御座候、以上

明治九年四月　　右村改正調用係河村倉一郎（印）

右村　　戸長柳沢佐一郎（印）

小区長

中原藤蔵殿

（史料二）（『西蒲原土地改良史』上巻　一七五頁）。

金子受取之証

一金百弐拾八円也

右ハ貴殿分旧村並半軒前ノ地所致小作、米弐石八斗ヅツ前々習慣ニテ相納、其外悉皆自分ニテ相勤メ、進退仕来候処、今般熟談相整ヒ、前書金員正ニ受取候処実正也、然ル上ハ、此地所ニ付一切関係無御座候、以上

明治十九年四月　　小作丸山万蔵

小林権蔵殿

（17）『西蒲原土地改良史』上巻　一六六頁所収史料。

（18）西蒲原郡巻町松山河村大作蔵（中村義隆前掲書　二一二頁所収史料）。なお続けて「共有地持歩合率算出法の明治六年地券ノ制ヲ布カレ、次テ明治九年地租改正調査方御発令、地券確定ノ際マテ、当部落ニ於テ、従前土地所有進退上ノ慣例トシテ、用ヘ来リタル軒前割地ノ法ニ因テ算出ス……地主各自ノ所有軒前高ニ応シ、歩合ヲ算出セシモノナリ」（二一三頁）と記す。

（19）『新潟県史』通史編6近代一、第三章第二節地租改正　三六六―三六九頁。なお新潟県の地租改正について「明治六年七月二十八日地租改正条例が布告され、新潟県では四地域に分けて実施された。収穫減額要求を中心とする農民の抵抗をうけながらも、ほぼ県の予定した地価地租を実現し、明治十四年に終了した。全国では、江戸時代の貢租より六パーセントほど減租したが、新潟県では田畑宅地面積で五五パーセントの増、地租総額で一六パーセントの増額となった。県を東西に分けてみると、東半部では田の面積が六七パーセント増加、地租約二五パーセント増徴、西半部では田の面積は倍以上に増加、畑宅地の面積は四パーセントの減少、地租約三〇パーセントの増徴で、農民にとっては厳しい結果となった」と記す。

（20）『明治初年地租改正基礎資料』上巻　三〇九―三一二頁、「拾四ヶ条」。

（21）『明治前期財政経済史料集成』第七巻に所収。

（22）石井清吉前掲書　九〇―九一頁所収史料。

（23）右同書　九二頁所収史料。

（24）右同書　九〇頁所収史料。

（25）右同書　九三―九六頁所収史料。

（26）古島敏雄編『割地制度と農地改革』（東大出版、一九五三

年）によると、「長野県上高井郡豊洲村相之島部落」では、永年作物（リンゴ等）が地主によって増加され、割替期間が延長されたことが、割地を廃止させるうえで重要な役割を果した、とする（四一―八〇頁）。

なお㈢で検討した後の割地制の考察については、紙数の関係で別の機会を待たざるを得ないが、昭和二十一年十一月古志郡石津村大字釜ヶ島の「共有地組合規約」（石井清吉前掲書一六七―一六八頁所収）を次にあげ、釜ヶ島の農民が、農地改革の中で江戸時代以来の割地制を存続しようしていることを指摘しておきたい。

釜ヶ嶋共有地組合規約

第一章総則

第一条　本部落は、往古より割地制度を以て其占有地を定め耕作権を進退したりしたが、昭和二十一年十月法律第四十二号にて農地調整法ノ改正ニ依リ、土地開放を布達せられたれども、最近土地荒廃の状況に鑑み、遂に旧慣を抛棄して新法の耕作権を確立することの不可能なるを認識し、今般土地所有権を改め共有土地所有権と更正し、該登記申請をなし以て割地制度を存続し、古来の美風を踏襲せんが為本組合を設立するものとする。

第二章目的及び名称

第二条　従来の割地制度は不文律行為にして、第三者の対抗する能わざるの不便ありたるを以て、之を成文化して共存共助の旧慣を墨守、其持続を図るを以て目的とす。

第三条　本組合は釜ヶ嶋共有地組合と称す。

第四条　本組合の事務所は新潟県古志郡石津村大字釜ヶ嶋五百六拾三番地に置く。

第三章土地の権利

第五条　土地の権利を計算するには反別を以て表さず、従来の慣行鍬高六拾六町を基礎とす。

但し此基礎は増減することを得ざるものとす。

第六条　従来鍬高と系統を異にせる三畝宅地壱ヶ価格は、之を金弐百円也と決定す。

第七条　各自の鍬高持分は昭和二十一年十月現在の持分台帳に依るものとし、向後売買相続等移動をみなす場合は其都度組合長に届出、同時に登記申請の手続をなすを要す、登記費用は当該権利者の負担とす。

第八条　三畝宅地を有せず、又鍬高を有せざる現に居宅を構えある者は、該宅地の占有者と認めその権利は失わざるものとす、新に住宅を設けんとする者は、土地委員

会に申出で宅地選定の許可をうくべし、賠償額及補償料等は土地委員会の裁定に依りその額を定む。

第九条　国税地方税及び部落費等は、賃貸価格によらず総て六拾六町に賦課するものとす、田面に於ける灌漑費は、其の一部を耕作者に負担せしむ。

第四章地割

第十条　地割の年限は土地の状況に依り一律に定むること能わず、最小三年以上最長十年迄を期限とす、期限中土地に大変動を生じた時は、短縮又は伸長をなすことあるべし、此の場合は土地所有者及び耕作者の三分の二以上の同意あるを要す。

第五章籤付米の徴収及交付

第十一条　抽籤により占有したる各組の免米に高低を生ずる場合は、籤付米平均額を定め、該平均に対し多量の者よりは免米を徴収し、少量の者へは其の差額を交付して所得免米を均等ならしむ。

第六章補償料

第十二条　道路水路塘敷等に依り潰地したる時、又は川欠に依り荒地となりたる場合は、補償料として本免に壱割等を勘案し、其割増を増額して附与するものとする。

第十三条　第十二条の徴収交付及検見に依る減免又は開墾に依る徴収等は、毎年島均し清算の際之を受授するものとす。

第七章組合の管理

第十四条　組合の事務を処理するため左の役員を置く。

1組合長壱名　土地委員拾壱名にて互選するものとす。

2土地委員拾壱名。

3書記壱名　書記は組合長が任免するものとす。

第十五条　組合長の職務左の如し。

一、土地委員を招集し委員会を開くこと。

二、六町組の編成をなすこと。

三、土地移動の処理をなし、登記申請の手続をなすこと。

四、農地委員会と連絡し耕作権の融和を図ること。

五、地主と小作間に介在斡旋して相互の円満を図ること。

六、諸帳簿、図面等を保管すること。

第十六条　土地委員の職務左の如し。

一、六町組を代表して意見を具申すること。

二、田畑宅地の地割をなし抽籤をなすこと。

三、検見潰地開墾等を調査し免米の交付徴収を定むること。

四、新規宅地の許可及賠償額補償料等を定むること。

五、組合長の招集に応じ、又毎年島均し清算に立合をなすこと。

第八章土地委員の選定

第十七条　鍬高を所有し又は耕作権を占有する成年者は、男女を問わず選挙権を有す、但し壱世帯壱名限りとすること。

第十八条　選挙の方法は単記又は連記の方法を執らず、折衷式連記法に依り無記名投票に依るものとす。

第十九条　投票は壱枚の用紙に四名の被選挙人を記載するものとし、参名以下の投票は無効とす。

第二十条　開票の結果其の得票数が有権者総数の四分の一に達せざる時は、再投票に依り之を決定するものとす。

第二十一条　役員の任期は次期の六町組編成時前迄とす。

第九章附則

第二十二条　役員の選挙は当分之を行はず現在の六町親を以て之に充つるものとす。

第二十三条　次期の選挙は、次期の六町組編成時前迄に之を行ふものとす。

昭和二十一年十一月

（追記）

小稿は平成九年度国立国文学研究資料館史料館招聘研究員オハイオ州立大学准教授フィリップ・ブラウン博士を囲む共同研究員としての研究成果の一部である。